

I

(1) 請負契約が、仕事の結果に対して一定の報酬を支払うことを本質とする契約である（民法 632 条）のに対して、委任契約においては、委任者への報酬の支払を約することは契約の本質的な要素ではない（同法 648 条 1 項参照）という違いをふまえつつ、請負契約と、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した委任契約（同法 648 条の 2）のそれぞれの特徴を的確に叙述できているかをみる問題である。

(2) 特定財産承継遺言（民法 1014 条 2 項括弧書参照）が、遺産分割の方法を指定する遺言であり、受益相続人は相続を原因として権利を取得するのに対して、遺贈を受ける者（受遺者）は遺贈を原因として権利を取得する等の違いにふれつつ、それぞれの特徴を的確に叙述できているかをみる問題である。

II

問(1)は、未成年者の単独親権者が、当該未成年者の法定代理人として、当該未成年者の所有する不動産につき、第三者が負う債務の担保として抵当権を設定した行為の効果が、当該未成年者に及ぶか、及ばないとしてそれはどのような根拠により、どのような要件が満たされた場合においてであるかについて、規範を正確に理解しているか、およびそれを事案に適切にあてはめることができているかを問う問題である。

問(2)は、成年被後見人が書面によらない保証契約を締結して、第三者が負う債務の連帯保証人となった場合において、成年被後見人が、当該成年被後見人の法定代理人として、保証債務の履行請求を拒むためにどのような主張をなしうるかについて、規範を正確に理解しているか、およびそれを事案に適切にあてはめることができているかを問う問題である。

III 当該事項の理解度について見る。

IV 払込の仮装がなされた場合の引受人等の責任及び払込の仮装により発行された株式の株主権に関する会社法上の規律についての理解を見る。

V 取締役会による代表取締役の業務執行の監督に資するよう、会社法上どのような措置が講じられているかについての理解を見る。